

報告すべき事項を一週間(月曜日から日曜日まで)ごとに集計し、一月分を取りまとめ、別に定める様式により翌月十日正午までにフアクシミリ、電子メールその他の方法により二の動物を飼養する農場の所在地を所管する家畜保健衛生所長に提出すること。

五 その他

(一) 高病原性鳥インフルエンザの可能性を否定できないような状況が生じた場合は、四にかかわらず、直ちに四の家畜保健衛生所長に報告すること。

(二) 報告を求める期間は、平成十九年六月一日から四の家畜保健衛生所長が別途指定する日までとする。

六 問い合わせ先

秋田県北部家畜保健衛生所(郵便番号〇一八―三四五四 北秋田市脇神字高村岱九十二番地 電話〇一八六―六二―二七一五 フアクシミリ〇一八六―六二―〇一四六 電子メールアドレスnshokubukachikuhokensei@pref.akita.lg.jp)

秋田県中央家畜保健衛生所(郵便番号〇一―〇九〇四 秋田市寺内蛭根一丁目十五番五号 電話〇一八―八六四―〇四〇一 フアクシミリ〇一八―八六二―七一一二 電子メールアドレスnshchukakaho@pref.akita.lg.jp)

秋田県南部家畜保健衛生所(郵便番号〇一四―〇〇一一 大仙市富士見町六番五十五号 電話〇一八七―六二―五三五五四 フアクシミリ〇一八七―六六―一八四九 電子メールアドレスnankaho@pref.akita.lg.jp)

秋田県告示第二百九十七号

平成十九年五月十七日秋田県厚生連労働組合中央執行委員長中村秀也から次のとおり争議行為を行う旨の通知を受けたので、労働関係調整法施行令(昭和二十一年勅令第四百七十八号)第十条の四第四項の規定に基づき、公表する。

平成十九年五月二十九日

秋田県知事 寺田 典 城

一 事件

年間手当に関すること。

二 日時

平成十九年五月三十日以降事件解決の時まで、連日又は短時間にあわたりて行う。

三 場所

鹿角市花輪字八正寺十三番地	鹿角組合総合病院
北秋田市花園町十番五号	北秋中央病院
能代市落合字上前田地内	山本組合総合病院

南秋田郡八郎潟町川崎字員保三十七番地 湖東総合病院
 秋田市飯島西袋一丁目一番一号 秋田組合総合病院
 由利本荘市川口字家後三十八番地 由利組合総合病院
 大仙市大曲通町一番三十号 仙北組合総合病院
 横手市前郷字八ツ口三番一 平鹿総合病院
 湯沢市山田字勇ヶ岡二十五番地 雄勝中央病院
 秋田市八橋南二丁目十番十六号 秋田県厚生連本所

概要
 救急外来患者、入院中の重症患者、人工透析、検診、人間ドック、訪問看護、リハビリ教室、デイケア及び予約検査のための保安要員を除く全部又は一部の組合員によるストライキその他の争議行為を行う。

公 告

県営土地改良事業(芝野東部地区担い手育成基盤整備事業)につき、その工事を平成十九年三月十六日完了したので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第百十三条の二第三項の規定に基づき、公告する。

平成十九年五月二十九日

秋田県知事 寺田 典 城

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、内越土地改良区から申請があった定款変更について、平成十九年五月二十一日認可したので、同条第三項の規定に基づき、公告する。

平成十九年五月二十九日

秋田県知事 寺田 典 城

公安委員会告示

秋田県公安委員会告示第73号
 道路交通法(昭和35年法律第105号)第108条の4第1項の規定により、次の者を指定したので、指定講習機関に関する規則(平成2年国家公安委員会規則第1号)第3条の規定に基づき告示する。

平成19年5月29日

秋田県公安委員会委員長 大 瀧 宏 道

1 名称、住所及び代表者の氏名
 (1) 名称 協業組合 三交モーターズ商会

(2) 住所 秋田県秋田市寺内字三千刈120-5
 (3) 代表者の氏名 金森 幸志
 2 特定講習を行う事務所の名称及び所在地
 (1) 事務所の名称 太平自動車学校
 (2) 事務所の所在地 秋田県秋田市寺内高野11-1
 3 特定講習の種別 道路交通法第108条の2第1項第2号に規定する講習(取消処分者講習)
 4 特定講習を開始しようとする年月日 平成19年6月4日
 5 指定講習機関の指定年月日 平成19年5月17日

秋田県公安委員会告示第74号

道路交通法(昭和35年法律第105号)第108条の4第1項の規定により、次の者を指定したので、指定講習機関に関する規則(平成2年国家公安委員会規則第1号)第3条の規定に基づき告示する。

平成19年5月29日

秋田県公安委員会委員長 大 瀧 宏 道

1 名称、住所及び代表者の氏名
 (1) 名称 ワイ・ブレイ・ジー株式会社
 (2) 住所 秋田県横手市大町6番29号
 (3) 代表者の氏名 平田 晃郎
 2 特定講習を行う事務所の名称及び所在地
 (1) 事務所の名称 横手自動車学校
 (2) 事務所の所在地 秋田県横手市赤坂字喜連森116
 3 特定講習の種別 道路交通法第108条の2第1項第2号に規定する講習(取消処分者講習)
 4 特定講習を開始しようとする年月日 平成19年6月4日

5 指定講習機関の指定年月日
平成19年5月17日

正 誤

ページ 段 行 誤 正

平成十九年四月十一日(号外第一号)掲載の秋選管告示第四十一号は、第四十二号の誤り
(原稿誤り)

平成十九年四月十七日(第千八百七十号)掲載の秋選管告示第四十二号は、第四十三号の誤り
(原稿誤り)

発行者

秋田県

購読料金

秋田市山王四丁目一番一号
一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社松原印刷社
電話 0862-8766 FAX 0863-0005
E-mail: matsubarara@matsubarainatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄